

設計／校合		リーダー		副課長		課長	
-------	--	------	--	-----	--	----	--

令和 7 年度 委託 設計書
仕様書

- 1 委託 名 _____ 小学校トイレ清掃業務委託 _____
- 2 施 行 場 所 _____ 川越市郭町1丁目21番地ほか31箇所 _____
- 3 積 算 金 額 _____ 円
- 4 委 託 費 _____ 円

5 委 託 内 容

本業務委託は川越第一小学校ほか31校の小便器およびトイレ内排水口の
清掃を実施し、報告書等を作成する業務である。

6 施 行 理 由

学校トイレの適切な清掃を行うことにより、最適な環境に保つことを目的とする。

清掃業務積算表

小学校トイレ清掃業務委託

名称	員数	単位	単価	金額	摘要
排水口清掃					第一小、大東東小、霞ヶ関小はトイレ改修工事中のため一部範囲を除外。
校舎内	187	箇所			男子トイレ、女子トイレのセットで1箇所
体育館	5	箇所			
外トイレ	33	箇所			
小便器清掃					第一小、大東東小、霞ヶ関小はトイレ改修工事中のため一部範囲を除外。
校舎内	1428	個			
体育館	14	個			
外トイレ	100	個			
小計					
諸経費					
合計					
消費税相当額					
委託費					

	学校名	住所	校舎内トイレ			体育館トイレ		外トイレ		備考
			箇所数	湿式	小便器数	箇所数	小便器数	箇所数	小便器数	
1	川越第一小	郭町1丁目21番地	9	3	27	0	0	1	0	R8.3.13までトイレ改修工事。 普通教室棟(北東側)、外トイレを除く。
2	川越小	郭町1丁目1番地1	15	11	77	0	0	1	8	
3	中央小	中原町1丁目25番地	10	6	47	0	0	1	2	
4	仙波小	富士見町4番地1	15	0	52	0	0	1	2	
5	武蔵野小	むさし野14番地1	16	12	83	0	0	1	8	
6	新宿小	新宿町6丁目9番地1	7	3	28	0	0	1	3	
7	大塚小	大塚2丁目10番地1	11	7	39	0	0	1	3	
8	泉小	小室463番地	11	7	39	0	0	1	3	
9	月越小	月吉町51番地	9	0	23	0	0	1	2	
10	今成小	今成2丁目42番地1	5	1	20	0	0	1	5	
11	芳野小	鴨田331番地	9	5	40	1	3	1	3	
12	古谷小	古谷上5465番地	11	8	38	0	0	1	3	
13	南古谷小	木野目1451番地	12	4	58	0	0	1	3	
14	牛子小	牛子418番地	11	3	44	0	0	1	3	
15	高階小	砂新田58番地	8	5	47	0	0	1	3	
16	高階南小	諏訪町12番地3	12	8	52	0	0	1	3	
17	高階北小	砂新田1丁目16番地1	9	5	42	0	0	0	0	
18	高階西小	藤間1102番地	9	5	39	0	0	1	5	
19	寺尾小	寺尾979番地2	11	7	49	0	0	1	3	
20	福原小	今福508番地	20	8	92	0	0	1	3	
21	大東東小	豊田本4丁目16番地1	9	0	12	0	0	1	0	R8.1.30までトイレ改修工事。 普通教室棟(北側)・特別教室棟(北側)、外トイレを除く。
22	大東西小	山城32番地の5	10	7	40	0	0	2	6	
23	霞ヶ関小	笠幡177番地	14	11	37	0	0	1	0	R8.3.15までトイレ改修工事。 普通教室棟(北西側)・特別教室棟(西側)、外トイレを除く。
24	霞ヶ関南小	かずみ野1丁目1番地4	10	6	38	0	0	1	3	
25	霞ヶ関北小	伊勢原町5丁目1番地1	9	5	33	1	2	1	3	
26	霞ヶ関東小	的場2735番地2	10	6	46	0	0	1	3	
27	霞ヶ関西小	笠幡3971番地4	12	8	52	0	0	2	6	
28	川越西小	川鶴1丁目5番地	12	8	48	1	3	1	3	
29	名細小	小堤214番地	13	9	56	0	0	1	4	
30	上戸小	上戸390番地1	7	3	28	0	0	1	2	
31	広谷小	下広谷558番地1	12	8	44	1	2	1	2	
32	山田小	山田167番地	12	8	58	1	4	1	3	
合計			350	187	1428	5	14	33	100	

※実際の数量と相違が生じた場合は、現地の数を優先します。その際の方額の増減は無いものとします。

小学校トイレ清掃業務委託仕様書

1. 目 的

この仕様書は、学校トイレを最適な環境に保つため、適切な清掃を行うことを目的とする。

2. 委託対象施設

名 称 別紙のとおり

場 所 別紙のとおり

3. 委託期間

契約締結日 から 令和8年2月28日 まで

4. 支払方法

完了払い

5. 清掃回数 トイレ清掃 1回

6. 業務の内容

(1) 小便器清掃（男子トイレ）

尿石除去剤をトラップに投入し、15分～30分程度放置させた後、水を流し壁面を磨く。受け皿部分の表面裏面についても洗浄する。

(2) トイレ内排水口洗浄（男女トイレ排水口）

配管端末部より、ノズルを管内に挿入し、ジェット洗浄にて洗浄する。

外トイレを含む湿式便所のみ対象とする。（プール専用トイレを除く）

※川越第一小学校、大東東小学校、霞ヶ関小学校についてはトイレ改修工事を行っているため、工事対象箇所の清掃を実施しない（学校一覧の備考欄参照）。

7. 注意事項

受注者は、業務を実施するに当たって、次のことを注意する。

(1) 作業の実施に当たり、安全確認を行い事故のないよう注意すること。

(2) ゴミ、ホコリ等を飛び散らさないこと。

(3) 仕残り部分がないように行うこと。

(4) 清掃時には、下履きと上履きとの区別をつけること。

8. 服 装

業務に従事する者は、受注者制定の衣服を着用し、胸にはネームプレートを付けること。

9. 業務実施計画書

実施日は、学校側と協議決定し、実施計画書を提出する。

10. 業務実施報告書

業務を完了した時は、学校に終了確認を受けた報告書、作業写真、業務実施報告書を提出すること。

11. その他

- (1) 作業実施時は事故防止に万全を期さなければならない。業務のため、発注者又は第三者に損害を与えたときは賠償の責を負わなければならない。
- (2) この仕様書に明記していない事項についても付帯的に実施しなければならないものは、誠意をもって処置することとする。
- (3) この契約の締結後に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (4) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。